

## Q&A【第2次募集分】

番号	質問内容	回 答
1	ユニット型特養の併設ショートと従来型特養の併設ショート(個室及び多床室)がある場合、転換が認められる範囲をどのように解釈すればよいか。	ユニット型はユニット単位、従来型は居室単位の転換であり、かつ転換しようとする数は、併設ショートの合計数のおおむね半数までです。